

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 9 月 9 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(米国産セロリ)

標記については、平成 2 1 年 3 月 3 0 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、米国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が図られたことから、同事務連絡の別添 1 の 2 を別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。